

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

一 参議院議員の選挙の選挙運動期間の短縮

参議院議員の選挙の期日は、少なくとも十四日前（現行十七日前）に公示し、又は告示しなければなら
ないこと。
（第三十二条第三項及び第三十三条の二第八項第二号関係）

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。

（附則第一項関係）

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示
される参議院議員の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告
示された参議院議員の選挙については、なお従前の例によること。
（附則第二項関係）